

上田市有機物リサイクル施設 整備事業について

有機物リサイクル施設 建設予定地の写真



豚舎解体前（R4.12撮影）



現況（R6.6撮影）

令和6年7月30日
令和6年度 第29回上田市都市計画審議会資料
上田市 環境部 ごみ減量企画室

目次

1 事業の概要

2 施設計画

3 生活環境影響調査の結果

4 今後の予定

1-1 事業の概要と目的

事業
概要

施設
計画

生活環境
影響調査

今後の
予定

概要

- ・事業の名称: 上田市有機物リサイクル施設整備事業
- ・事業の種類: 有機性廃棄物処理施設（その他の処理施設）
- ・事業主体: 上田市

目的

ゼロカーボンシティを目指す

- R3. 2「上田市気候非常事態宣言」を発出
- 燃やせるごみの減量により、CO2の削減

新たな焼却施設をコンパクトに

- 老朽化した現焼却施設の状況から、新施設の整備が急務
- 環境負荷低減のため、施設規模をコンパクトに
- 市全体でごみの減量に取り組むことが求められる

生ごみを資源化(堆肥化)して有効利用

- 良質な有機堆肥を農地へ還元し、有効利用

【ごみを減らす新たな取組 5R】



1-2 計画の位置づけ

事業
概要

施設
計画

生活環境
影響調査

今後の
予定

上田市ごみ処理基本計画
(平成30年3月策定、令和5年3月見直し)

- ・可燃ごみ排出量の減量目標値の設定

上田市ごみ減量アクションプラン
(平成30年3月策定、令和5年3月改訂)

- ・目標達成のためのアクション(施策の展開)
- ・生ごみリサイクルの検討

生ごみ減量施策の個別計画

生ごみリサイクル推進プラン
(令和2年8月策定)

- ・家庭系生ごみの自己処理が困難な地域を対象に分別収集し、資源化(堆肥化)
- ・年間生ごみ処理見込:650t~1,200t

上田市都市計画マスタープラン【令和6年3月改定】

生ごみリサイクル推進プランに基づき、家庭から排出される生ごみを堆肥化する有機物リサイクル施設の建設について検討を進め、資源循環型のまちづくりを推進

1-3 建設予定地の位置

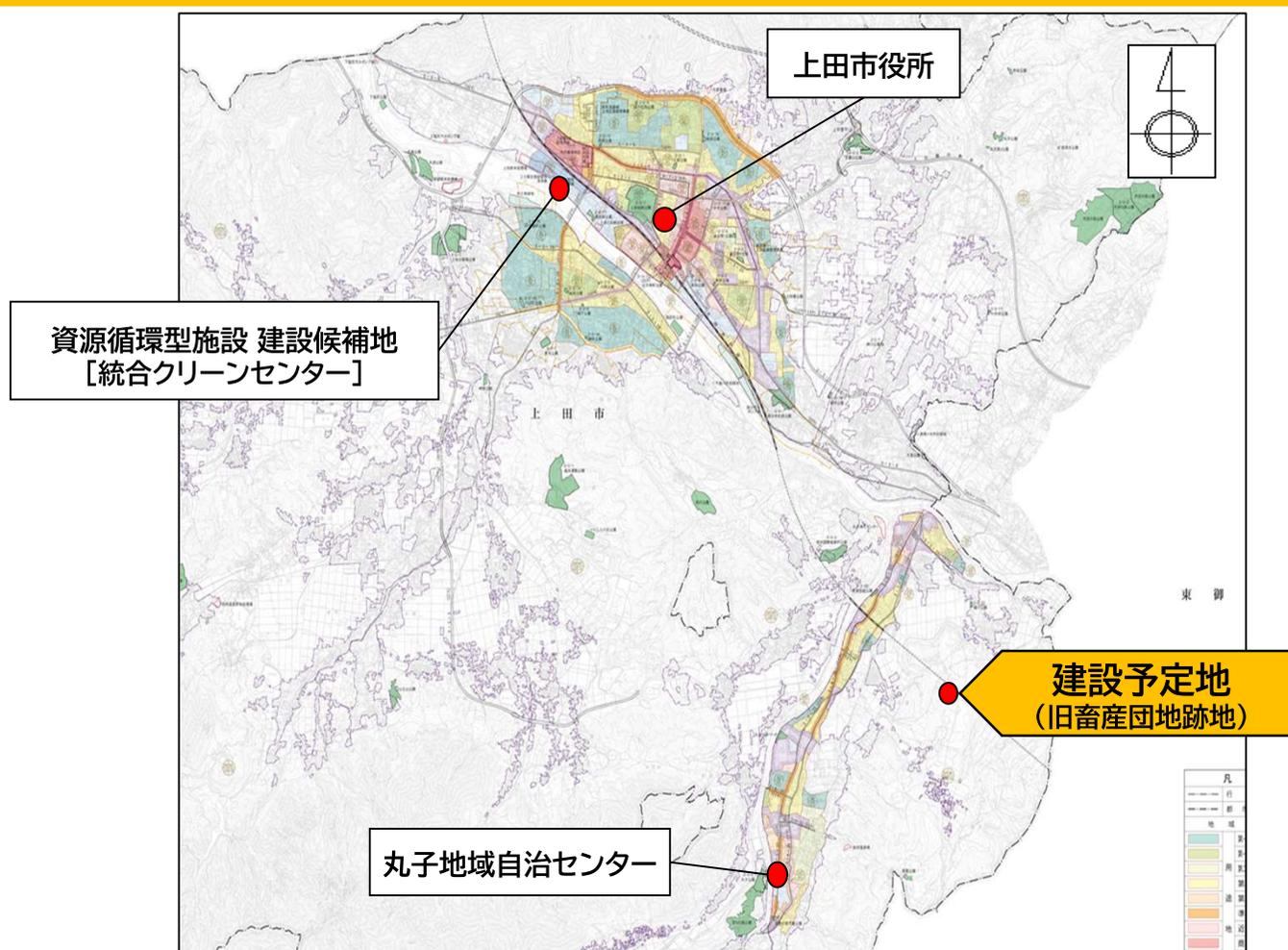
事業概要

施設計画

生活環境影響調査

今後の予定

- ・位置: 上田市塩川4336番地1
- ・建設予定地周辺は用途指定なし



1-4 建設予定地の位置(詳細図)

事業概要

施設計画

生活環境
影響調査

今後の
予定



1-5 建設予定地の選定理由

事業
概要

施設
計画

生活環境
影響調査

今後の
予定

① 距離・敷地の確保

- ・周辺の施設や住家から距離がある（南方自治会の住居地まで約700m）
- ・公有地である
- ・想定される敷地面積を確保できる

② 施設の転換による地域課題の解決

- ・不法投棄など景観面で課題となっている廃豚舎を有機物リサイクル施設に転換することにより課題解決を図る

③ 地域資源の活用と農業活性化

- ・畜ふん等の地域資源を活用して良質な有機堆肥をつくり、地域の農業活性化に寄与する

④ 地域価値の向上

- ・有機物リサイクル施設を「循環の拠点」として整備し、地域価値の向上につなげる

1-6

これまでの経過(1/3)

事業概要

施設計画

生活環境影響調査

今後の予定

R2.8 「生ごみリサイクル推進プラン」策定

R2.12 施設の建設候補地を陣場畜産団地跡地に

- ・地元自治会(塩川・長瀬地区の9自治会)、陣場台地研究委員会等への説明会等の実施

R3.10～ 有機物リサイクル施設調整会議の設置・協議

- ・地元塩川・長瀬地区9自治会、陣場台地研究委員会から選出された委員等で構成（委員23名）
- ・協議内容は、施設の整備概要、公害防止対策、陣場台地整備など
- ・令和5年3月までに計10回の会議等を開催(以降も継続開催中)

R3.11～R5.3 基本設計及び生活環境影響調査

- 〔基本設計〕：施設規模の算定、公害防止計画、施設基本計画等
- 〔生活環境影響調査〕：大気質、騒音、振動、悪臭に関する現況把握、予測及び影響の分析

1-7

これまでの経過(2/3)

事業
概要

施設
計画

生活環境
影響調査

今後の
予定

R4.12 地元自治会等への説明会の開催

- ・塩川・長瀬地区及び陣場台地研究委員会等への説明会の開催
- 説明内容
- ・生活環境影響調査の結果、施設の概要について
 - ・「基本協定」及び「公害防止協定」の締結について

R5.3.30 「施設の設置に関する基本協定」の締結

(塩川・長瀬の9自治会長と上田市長にて)

- 協定内容
- ① 市は、施設設置にあたり施設概要や陣場台地整備計画(案)、今後の予定(案)について、誠意を持って対応する。
 - ② 9自治会は、上記①をもって、建設に同意する。
 - ③ 施設の供用開始前に「公害防止協定」を締結する。
 - ④ 協定に定めのない事項、疑義が生じた場合は協議して定める。

R5.9～R6.2 既存廃豚舎の解体(撤去)工事

1-8

これまでの経過(3/3)

事業
概要

施設
計画

生活環境
影響調査

今後の
予定

建設予定地南側にある「盛土」の対応

- ① 工事に必要となる県への届出にあたり「地歴調査(土壤汚染のおそれがないか等)」を実施。
- ② 調査の結果、持ち込まれた経過が不明の南側にある盛土は、調査が必要との指摘を受け、土壤調査をしたところ、盛土には水銀等の重金属が含まれていることが判明。
- ③ 結果を受けて、県の土壤汚染担当や廃棄物担当等の関係課と協議を実施(R5. 2~)
- ④ 地元「調整会議」や市議会へも報告し、「県と協議し適正に対処していく」ことを説明
- ⑤ 県も、「土壤汚染対策法」としての「汚染土壤」とするか、「廃棄物処理法」としての「産業廃棄物」とするか、環境省と協議等を行い時間を要した(「汚染土壤」と「産業廃棄物」では、対策の方法が異なる)。
- ⑥ 最終的には、「どちらの扱いでも可能」との回答から、市としては、費用比較等を検討し、「産業廃棄物」として撤去することとした。
(令和6年度中に撤去)



目次

1 事業計画の概要

2 施設計画

3 生活環境影響調査の結果

4 今後の予定

2-1 基本方針と施設計画

計画
概要

施設
計画

生活環境
影響調査

今後の
予定

- ① 安全・安心で安定的な処理が確保される施設
- ② 周辺環境に配慮し、地域に貢献する施設
- ③ 地域資源を活用し、持続可能な食料システム構築に資する施設
- ④ 効率性と経済性を考慮した施設

項目	計画	備考
処理方法	堆肥化处理	好気性発酵による堆肥化
施設規模	5.2t/日 (7.4t/日)	
生ごみ収集量	1,068t/年 (1,100t/年)	生ごみ分別収集範囲(72自治会) 上田地域:生ごみの自己処理が困難な地域 丸子地域:建設予定地周辺(塩川・長瀬)自治会
牛ふん搬入量 (水分調整済)	572t/年 (772t/年)	・近隣の畜産農家から搬入 ・生牛ふん、キノコ廃培地、敷料(わら)を混合したもの
堆肥生産量	300t/年 (350t/年)	想定量

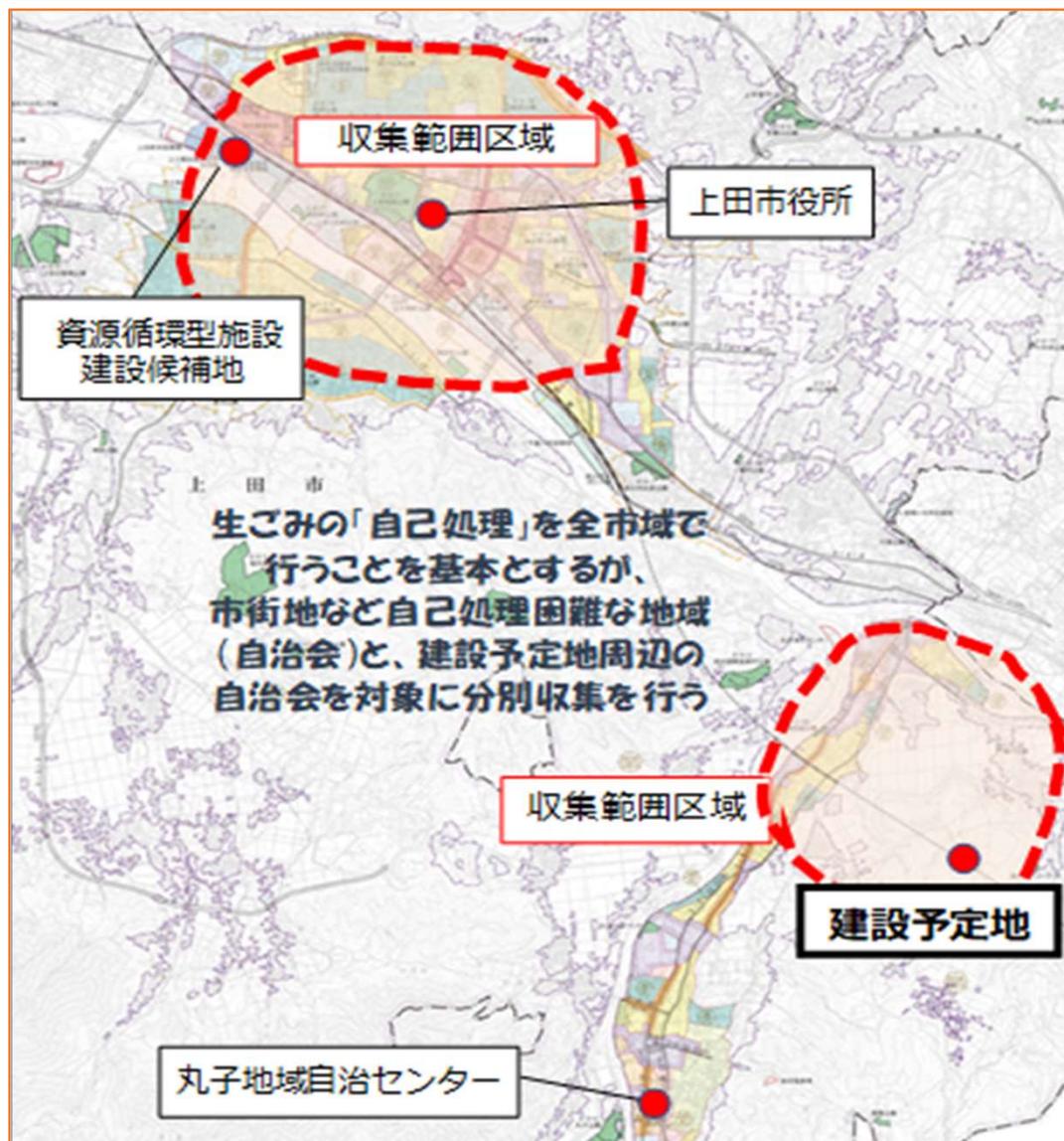
2-2 生ごみ分別収集範囲

計画
概要

施設
計画

生活環境
影響調査

今後の
予定



上田地域:

生ごみの自己処理が困難な地域
63自治会 約24,000世帯

丸子地域:

建設予定地周辺地域
9自治会 約 3,000世帯

合計:

72自治会 約27,000世帯

2-3 配置計画(案)

計画概要

施設計画

生活環境
影響調査

今後の
予定



敷地面積： 5,533m²

建築面積：約2,500m²

緑地率： 3%以上

目次

1 事業計画の概要

2 施設計画

3 生活環境影響調査の結果

4 今後の予定

3-1 生活環境影響調査の概要

計画
概要

施設
計画

生活環境
影響調査

今後の
予定

生活環境影響調査とは

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき実施する調査
- ・施設整備にあたり ①事前に周辺の生活環境の現況を調査し、
②施設稼働後の影響を予測・分析することで、
③適切な環境保全対策を計画(設計)に反映できるよう調査を実施

① 周辺環境の現況調査

② 施設の影響を予測・分析
環境保全対策

③ 対策を計画(設計)
に反映

調査項目

施設の稼働後、施設内の設備や生ごみの搬入、堆肥化処理の過程の中で、周辺環境に影響を及ぼす可能性がある項目

調査項目	内容
大気質	周辺の地上気象と、施設から発生する「粉じん」
騒音	設備等から発生する騒音
振動	設備等から発生する振動
悪臭	生ごみの搬入や堆肥化処理の中で発生する臭気



3-2 調査結果と影響分析(1/2)

計画概要

施設計画

生活環境影響調査

今後の予定

・大気質、騒音、振動

「生活環境の保全上の目標」とは、
周辺民家付近における目標値

環境保全対策の「公害防止基準値」とは、
施設の敷地境界で遵守する基準値

項目	周辺の規制基準等	現況調査結果	生活環境の保全上の目標	環境保全対策	
				公害防止基準値	施設で実施する環境保全対策
大気質	上田市公害防止条例【粉じんに係る規制基準】	粉じん： 1.6 t /km2/月	現況の粉じん量： 1.6 t /km2/月	条例の規制基準の遵守	・集じん機や散水設備の設置 ・収集車両の出入口以外は、建屋を密閉状態にするなど、建屋外への粉じん拡散の防止
騒音	規制基準の設定なし	昼間： 33デシベル 夜間： 30デシベル未満	昼間：55デシベル 夜間：45デシベル (環境基準)	敷地境界で 昼間：70デシベル 夜間：65デシベル 上田市の第4種区域 (用途地域の工業地域)	・低騒音型の機種を選定し、機器は全て建物内に設置 ・脱臭設備・ブロー等は、防音構造の部屋に収納
振動	規制基準の設定なし	昼間： 30デシベル未満 夜間： 30デシベル未満	人が振動を感じ始めるとされる値：55デシベル	敷地境界で 昼間：70デシベル 夜間：65デシベル 上田市の第2種区域 (用途地域の工業地域)	・振動が発生する機械設備は、独立基礎、防振装置等の対策 ・定期的な整備・点検の実施 ・施設の適正運転、施設運転者への教育を実施する

3-3 調査結果と影響分析(2/2)

計画概要

施設計画

生活環境影響調査

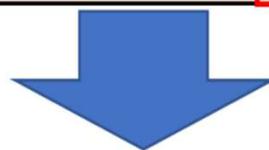
今後の予定

・悪臭

「生活環境の保全上の目標」とは、
周辺民家付近における目標値

環境保全対策の「公害防止基準値」とは、
施設の敷地境界で遵守する基準値

項目	周辺の規制基準等	現況調査結果	生活環境の保全上の目標	環境保全対策	
				公害防止基準値	施設で実施する環境保全対策
悪臭	① 特定悪臭物質濃度 規制基準の設定なし	上田市の第2地域(工業地域)の規制基準値を下回った	<ul style="list-style-type: none"> ・大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度 ・敷地境界において、悪臭防止法の規定により県が定めた規制基準値以下 	敷地境界で 上田市の第2地域(工業地域)の規制基準値	<ul style="list-style-type: none"> ・建屋内の負圧保持 ・脱臭装置を設置し、臭気の外部への拡散を防ぐ ・水分調整、繰り返し作業及通気等に留意し、嫌気性発酵が起きない運転
	② 臭気指数 規制基準の設定なし	10未満～19	<ul style="list-style-type: none"> ・大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度 ・住居地域において10を超えないこと 	敷地境界で 臭気指数：13	<ul style="list-style-type: none"> ・臭気の発生源となる恐れのある機器は、必要に応じて洗浄等を実施

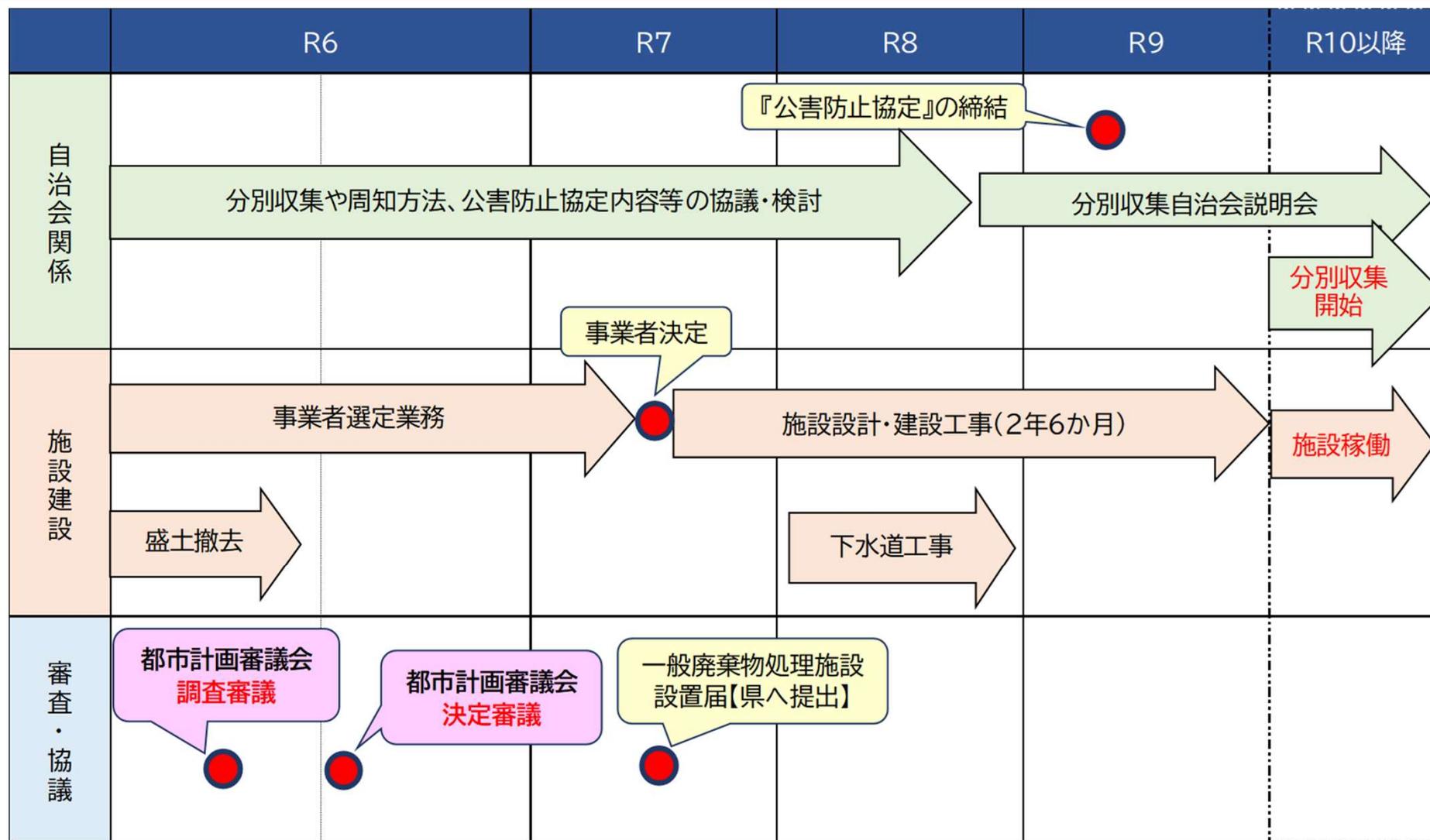


影響の分析	4項目すべてについて、公害防止基準値の遵守と環境保全対策を実施することにより、生活環境の保全上の目標を満足し、影響を回避又は低減できると考えられる。
-------	--

目次

- 1 事業計画の概要
- 2 施設計画
- 3 生活環境影響調査の結果
- 4 今後の予定

4 今後の予定について



- 1 なぜ都市計画決定が必要か
- 2 どこが都市計画決定をするのか
- 3 今後の都市計画決定手続きのスケジュールについて

1 なぜ都市計画決定が必要か（建築基準法）

○建築基準法 第51条

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし・・・

○建築基準法施行令 第130条の2の2

法第51条本文の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。）
- 二 ……

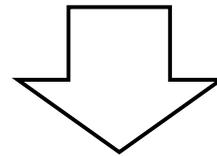
(次ページへ)

1 なぜ都市計画決定が必要か（廃掃法）

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第5条

法第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、

一日当たりの処理能力が5トン以上のごみ処理施設とする。



上田市有機物リサイクル施設

施設規模	5.2t/日 (7.4t/日)
------	--------------------

『都市計画決定が必要』

2 どこが都市計画決定をするのか

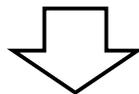
【都市施設の決定主体】

都市施設に係わる都市計画決定権者一覧(都道府県と市町村がそれぞれの役割に従って決定)

都市計画の種類		都道府県決定	市町村決定	都市計画の種類		都道府県決定	市町村決定	
道路	一般国道	○		産業廃棄物処理場		○		
	都道府県道	○			ごみ焼却場・ その他処理施設			○
	市町村道		○	河川	一級・二級	○		
	自動車専用道路	○			準用		○	
	その他		○	学校	大学・高専		○	
都市高速鉄道	○		その他			○		
都市施設	駐車場		○	都市施設	病院、保育所その他医療施設又は社会福祉施設		○	
	自動車ターミナル		○		市場、と畜場、火葬場		○	
	公園・緑地・広場・墓園	国又は都道府県設置した面積10ha以上	○			一団地の住宅施設		○
		その他			○	一団地の官公庁施設	○	
その他公共空地		○	流通業務団地		○			
下水道	流域下水道	○			一団地の津波防災拠点市街地形成施設		○	
	公共下水道(2市町村にまたがる)	○						
	公共下水道(その他)		○					
	その他		○					

国土交通省 都市局HPより

上田市有機物リサイクル施設は、その他処理施設



『上田市が決定』

3 今後の都市計画決定手続きのスケジュールについて

令和3年	5月～		
	令和4年	12月	地元自治会説明会、役員協議
令和5年	3月	30日	施設設置に関する基本協定締結
令和6年	4月	22日	長野県知事事前協議
	6月	7日～	素案の閲覧（公述の申出なし、閲覧者数1名）
	6月	28日	
	6月	30日	公聴会（公述申出がなかったため、中止）
本日	7月	30日	第29回上田市都市計画審議会
(以下予定)			
	8月	8日	住民説明会
	8月	下旬	長野県知事協議
	8月	下旬～	都市計画案の縦覧
	9月	月上旬	
	9月	月中旬	長野県知事協議回答
	10月	下旬	上田市都市計画審議会【決定審議】
	10月	下旬	決定告示